

93 SNA マニュアルにおける関連箇所の抜粋

1. 一般政府

4. 104. 政府単位は、政治的過程を経て設立された独特の法的実体であり、ある特定の地域内の他の制度単位に対して、立法、司法、行政の権限を有するものである。制度単位という観点からすると、政府の主要な機能とは、そのコミュニティーまたは個別家計に対する財貨やサービスの供給に責任を負い、税や他の収入により、その資金的手当てをすること、さらに、移転という手段を用いて所得や富を再分配すること、また非市場生産に従事することである。(後略)

4. 113. 一般政府部門は、以下の居住者である制度単位の集合により構成されている。

- (a) 中央、州、地方政府のすべての単位
- (b) 政府の各水準における社会保障基金
- (c) 政府単位によって支配され、主にファイナンスされている全ての非市場非営利団体

この部門には、公的法人企業は含まれない。政府単位がその全持分を保有している場合でも、同様である。また、政府単位が所有し、支配している準法人企業もこの部門には含まれない。しかし、政府単位によって所有されている非法人企業が、準法人企業ではない場合、その政府単位の不可分の一部と見なされるので、このような企業は一般政府部門に分類される。

2. 公的企業

4. 72. 公的非金融法人企業は、政府単位によって支配されている、すべての居住者である非金融法人・準法人企業とによって構成される。その場合の支配とは、政府単位によって、必要なら、適当な取締役を選定することによって、法人の一般的な経営政策を決定することができるということを意味している。政府が法人企業に対して支配を確保するというのは以下の場合である。

- (a) 50%より多くの議決権株式を保有しているか、または、50%超の株主の議決権を支配することができる場合

または

- (b) 特別な法令や規制により政府に法人の経営方針の決定や役員任命の権利が与えられている場合

4.84. さらに法人・準法人の金融機関は、政府、民間または外国による支配の形態により以下のように再分類する場合もある。

- (a) 公的金融機関
- (b) 自国民間金融機関
- (c) 外国支配金融機関

ただし、この場合に使われる支配の判断基準は、非金融法人企業において用いられたものと同じのものである。

3. 市場生産、非市場生産

6.45. 市場産出とは、経済的に意味のある価格で販売されるか、それ以外の方法で市場で処分される産出、あるいは、市場における販売あるいは処分を意図した産出である。価格が経済的に意味があるとは、生産者が供給しようと思う量と購入者が買おうと思う量とに価格が有意な影響をもつ場合をいう。(後略)

6.49. その他の非市場産出は、対家計非営利団体ないし政府により生産され、無料あるいは経済的に意味のない価格で他の制度単位あるいは社会全体に対して供給される、財貨および個別的あるいは集会的サービスからなる。(後略)

4. 持株会社

4.99. 金融機関部門と非金融法人企業部門との境界近くに位置している法人を含む多数の特殊な場合の扱い方をここで特記しておくことは有益であろうと思われる。

<持株会社>

4.100. この章の前半部で説明したように持株会社とは、複数の子会社グループを支配し、その主たる活動がそのグループを所有し管理することにあるような法人である。持株会社は、全体としてその法人企業グループの主な活動が金融であれば、金融として分類される。子会社の規模に関する適切な情報がない場合、持株会社は、単純にそれが支配する法人企業の過半数が金融であれば金融として分類される。(後略)